

議案第60号

安曇野市印鑑条例の一部を改正する条例

安曇野市印鑑条例（平成17年安曇野市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項第2号中「もの」を「もの。」に改め、同号に次のただし書を加える。

ただし、「印」、「の印」、「之印」、「章」、「の章」、「之章」、「印章」、「の印章」及び「之印章」という文字については、この限りでない。

第7条第2項中「及び磁気」を削る。

第8条第1項中「き損」を「損傷」に改める。

第13条の次に次の見出し及び2条を加える。

（個人番号カードの取扱い）

第13条の2 市長は、個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。以下同じ。）を所有する者から第7条第1項に定める印鑑登録証の交付を要しない旨の申出があったときは、当該印鑑登録証に代えて、印鑑登録者を識別するための登録番号を付した個人番号カードのカードケース（以下「カードケース」という。）を申出者又はその代理人に交付することができる。

2 前項の規定によりカードケースを交付された者については、個人番号カード及び前項のカードケースを印鑑登録証とみなす。この場合において、第8条中「印鑑登録証」とあるのは「カードケース」と、第9条中「印鑑登録証」とあるのは「個人番号カード又はカードケース」と読み替えて適用する。

3 第1項の規定によりカードケースを交付された者については、前条第3項及び第16条から第18条までの規定は適用しない。

第13条の3 第7条第1項各号及び前条第1項の規定にかかわらず、利用者証明用電子証明書（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第22条に規定する利用者証明用電子証明書をいう。以下同じ。）を搭載した個人番号カードを所有する印鑑登録者は、多機能端末機（市の電子計算機と電気通信回線で接続された市又は民間事業者が設置する端末機であつて、自動的に証明書等を交付するものをいう。）に、当該個人番号カード及び利用者証明用電子証明書の暗証番号を使用して、必要な事項を入力することにより、印鑑登録証明書の交付を申請することができる。

第14条中「前条第3項」を「第13条第3項及び前条」に改める。

第21条中「印鑑登録原票の除票その他の」を「印鑑の登録及び証明に係る」に、「5年」を「次に掲げるとおり」に改め、同条に次の各号を加える。

(1) 印鑑登録申請書 5年

(2) 印鑑登録原票の除票 5年

(3) その他印鑑の登録及び証明に係る書類 1年

附 則

この条例は、平成28年7月7日から施行する。ただし、第13条の次に見出し及び2条を加える改正規定（第13条の3に係る部分に限る。）及び第14条の改正規定は、平成28年6月27日から施行する。

平成28年6月3日 提出

安曇野市長 宮澤 宗弘

議案第61号

安曇野市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例

安曇野市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成17年安曇野市条例第124号）の一部を次のように改正する。

別表第1の2 し尿の表を次のように改める。

2 し尿

区分	容量別	金額
し尿	10リットル当たり	102円。ただし、下水道法（昭和33年法律第79号）第11条の3第1項に規定する処理区域内において、同項の規定により下水の処理をすべき日として公示された日から3年を経過した区域（以下「処理区域内において3年を経過した区域」という。）のくみ取りにあつては、116円
し尿浄化槽汚泥・合併浄化槽汚泥	10リットル当たり	102円。ただし、処理区域内において3年を経過した区域のくみ取りにあつては、116円

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成28年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の安曇野市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後の収集、運搬及び処分に係る手数料から適用し、同日前の収集、運搬及び処分に係る手数料については、なお従前の例による。

平成28年6月3日 提出

安曇野市長 宮澤 宗弘

議案第62号

安曇野市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

安曇野市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年安曇野市条例第36号）の一部を次のように改正する。

附則に次の見出し及び4項を加える。

（小規模保育事業所A型及び保育所型事業所内保育事業所の職員配置に係る特例）

- 6 保育の需要に応ずるに足りる保育所、認定こども園（子ども・子育て支援法第27条第1項の確認を受けたものに限る。）又は家庭的保育事業等が不足していることに鑑み、当分の間、第29条第2項各号又は第44条第2項各号に定める数の合計数が1となるときは、第29条第2項又は第44条第2項に規定する保育士の数は1人以上とすることができる。ただし、配置される保育士の数が1人となるときは、当該保育士に加えて、保育士と同等の知識及び経験を有すると市長が認める者を置かなければならない。
 - 7 前項の事情に鑑み、当分の間、第29条第2項又は第44条第2項に規定する保育士の数の算定については、幼稚園教諭若しくは小学校教諭又は養護教諭の普通免許状（教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条第2項に規定する普通免許状をいう。）を有する者を、保育士とみなすことができる。
 - 8 附則第6項の事情に鑑み、当分の間、1日につき8時間を超えて開所する小規模保育事業所A型又は保育所型事業所内保育事業所（以下この項において「小規模保育事業所A型等」という。）において、開所時間を通じて必要となる保育士の総数が当該小規模保育事業所A型等に係る利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数を超えるときは、第29条第2項又は第44条第2項に規定する保育士の数の算定については、保育士と同等の知識及び経験を有すると市長が認める者を、開所時間を通じて必要となる保育士の総数から利用定員の総数に応じておかなければならない保育士の数を差し引いて得た数の範囲で、保育士とみなすことができる。
 - 9 前2項の規定を適用するときは、保育士（法第18条の18第1項の登録を受けた者をいい、第29条第3項若しくは第44条第3項又は前2項の規定により保育士とみなされる者を除く。）を、保育士の数（前2項の規定の適用がないとした場合の第29条第2項又は第44条第2項により算定されるものをいう。）の3分の2以上、置かなければならない。
- 別表第1中「外気に向かって開くことのできる窓若しくは排煙設備（同条第3項第1号に規定する国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものその他有効に排煙することができるものと認められるものに限る。）を有する付室」を「付室（階段室が同条第3項第2号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。）」に、「同条第3項第2号、第3号及び第9号」を「同条第3項第3号、第4号及び第10号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

平成28年6月3日 提出

安曇野市長 宮澤 宗弘

議案第63号

安曇野市児童クラブ利用者負担金条例の一部を改正する条例

安曇野市児童クラブ利用者負担金条例（平成19年安曇野市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「児童が属する世帯の生計中心者（当該世帯を事実上主宰し、当該世帯の生計維持の中心となる者として市長が認めた者）」を「児童の保護者（児童福祉法第6条に規定する保護者）」に改め、同条第2項第2号中「安曇野市学校管理規則（平成17年安曇野市教育委員会規則第13号）第3条に規定する」を「学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第29条の規定に基づき安曇野市教育委員会が定める」に、「及び学年末」を「、学年末等」に、「長期日額」を「長期休業のみの利用に係る日額」に改め、「得た額」の次に「又は別表に定める区分に応じた年間を通じた利用に係る月額のうちいずれか低い額」を加え、同条第3項中「児童の属する世帯の」を削り、「住民税」を「地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による道府県民税（都民税を含む。）及び市町村民税（特別区民税を含む。）を合わせたもの（以下「市町村民税等」という。）」に改める。

第4条第1項中「越える」を「超える」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第2条関係）

区 分	利用形態ごとの児童1人当たりの負担金	
	年間を通じた利用に係る月額（日額）	長期休業のみの利用に係る日額
保護者が生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護者である場合	500円（20円）	40円
保護者の当該年度分の市町村民税等の合算額が非課税の場合	2,500円（100円）	200円
備考2に規定する算式により算出した額が80,000円未満の場合（備考4に該当する場合を除く。）	5,000円（200円）	400円
備考2に規定する算式により算出した額が80,000円以上の場合	6,000円（240円）	480円

備考

- 1 市長が定める開設時間以外の時間に利用する場合の負担金の額は、月額1,000円（1回の利用が30分を超えるときは、その超える時間について30分までごとに1,000円を加算した額）とする。ただし、不測の事情により開設時間を超えて利用する場合は、1回の利用につき500円（1回あたりの利用が30分を超えるときは、その超える時間について30分までごとに500円を加算した額）とする。
- 2 当該年度分の保護者の市町村民税等の合算額－（前年の12月31日において0歳から15歳までの扶養人数×33万円＋前年の12月31日において16歳から18歳までの扶養人数×12万円）×0.1
- 3 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第6項に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているもののうち、母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令（昭和39年政令第224号）第1条第2号又は第1条の2第2号に該当するものに係る備考2の計算については、当該者を地方税法第292条第1項第11号の寡婦又は同項第12号の寡夫とみなして算定するものとする。
- 4 備考2に規定する算式により算出した額が0円以下となった場合で、保護者が生活保護法による被保護者に該当しないときは、保護者の当該年度分の市町村民税等の合算額は、非課税であるものとみなす。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の安曇野市児童クラブ利用者負担金条例の規定は、平成28年4月1日から適用する。

平成 28 年 6 月 3 日 提出

安曇野市長 宮澤 宗弘

議案第64号

安曇野市介護保険条例の一部を改正する条例

安曇野市介護保険条例（平成17年安曇野市条例第138号）の一部を次のように改正する。

第10条第2項第1号中「第1被保険者」を「第1号被保険者」に改める。

第18条を第27条とする。

第17条中「第13条」を「第22条」に改め、同条を第26条とし、第16条を第25条とし、第13条から第15条までを9条ずつ繰り下げ、第12条の次に次の9条を加える。

（安曇野市介護保険等運営協議会の設置）

第13条 地方自治法第138条の4第3項の規定により、市の介護保険事業の適切な運営を図るため、安曇野市介護保険等運営協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第14条 協議会は、次に掲げる事項を協議又は審査する。

- （1） 法第8条第14項に規定する地域密着型サービス及び法第8条の2第12項に規定する地域密着型介護予防サービスに関する事項
- （2） 法第117条第1項に規定する介護保険事業計画及び老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の8第1項に規定する老人福祉計画の策定並びに進捗状況に関する事項
- （3） 前2号に定めるもののほか、介護保険推進事業に関する事項

（組織）

第15条 協議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- （1） 公募により選考された被保険者
- （2） 学識経験を有する者
- （3） 保健、医療又は福祉関係者
- （4） 介護保険サービス提供事業者

3 委員の任期は2年とし、再任は妨げない。ただし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）

第16条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

（会議）

第17条 協議会は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 協議会の議事は出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

4 会長は、必要に応じて、協議会に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(除斥)

第18条 協議会の委員は、当該議事に係る事業者と利害関係を有すると認められるときは、その議事に参与することができないものとする。

2 協議会の会長及び副会長が前項の規定により議事に参与することができないときは、当該議事に係る会長の職務は、あらかじめ会長が指名した委員が行うものとする。

(部会)

第19条 協議会に部会を設置することができる。

(守秘義務)

第20条 協議会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第21条 協議会の庶務は、保健医療部が行う。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年7月1日から施行する。

(委員の任期の特例)

2 この条例の施行後最初に委嘱される委員の任期は、第15条第3項の規定にかかわらず、平成30年3月31日までとする。

(安曇野市特別職の職員等の給与等に関する条例の一部改正)

3 安曇野市特別職の職員等の給与等に関する条例（平成17年安曇野市条例第40号）の一部を次のように改正する。

別表第2中

「

消防委員			6,700	3,500
------	--	--	-------	-------

」を

「

消防委員			6,700	3,500
安曇野市介護保険等運営協議会委員			6,700	3,500

」に

改める。

平成28年6月3日 提出

安曇野市長 宮澤 宗弘

議案第 65 号

安曇野市三郷堆肥センター等条例の一部を改正する条例

安曇野市三郷堆肥センター等条例（平成 17 年安曇野市条例第 180 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表中「1182 番地 2」を「1184 番地 2」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

平成 28 年 6 月 3 日 提出

安曇野市長 宮澤 宗弘

議案第66号

安曇野市観光宿泊施設条例の一部を改正する等の条例

(安曇野市観光宿泊施設条例の一部改正)

第1条 安曇野市観光宿泊施設条例(平成26年安曇野市条例第11号)の一部を次のように改正する。

第2条の表中

「

安曇野市しゃくなげ荘	安曇野市穂高有明7722番地
安曇野市有明荘	安曇野市穂高有明中房

」を

「

安曇野市有明荘	安曇野市穂高有明中房
---------	------------

」に改める。

第5条第2項中「から別表第3まで」を「及び別表第2」に改める。

別表第2を削り、別表第3を別表第2とする。

(安曇野市温泉健康館条例の廃止)

第2条 安曇野市温泉健康館条例(平成17年安曇野市条例第147号)は、廃止する。

附 則

この条例は、安曇野市温泉健康交流施設条例(平成25年安曇野市条例第58号)附則第1項本文の規則で定める日から施行する。

平成28年6月3日 提出

安曇野市長 宮澤 宗弘

議案第67号

平成28年度 安曇野市一般会計補正予算（第1号）

平成28年度安曇野市の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ110,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ42,810,000千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成28年6月3日 提出

安曇野市長 宮澤 宗弘

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
15 県支出金		2,111,034	110,000	2,221,034
	2 県補助金	818,717	110,000	928,717
補正に係らない款・項		40,588,966	0	40,588,966
歳 入 合 計		42,700,000	110,000	42,810,000

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
6 農林水産業費		2,454,123	110,000	2,564,123
	1 農業費	1,101,251	110,000	1,211,251
補正に係らない款・項		40,245,877	0	40,245,877
歳 出 合 計		42,700,000	110,000	42,810,000

議案第68号

平成28年度 安曇野市介護保険特別会計補正予算（第1号）

平成28年度安曇野市の介護保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ34,976千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,889,997千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成28年6月3日 提出

安曇野市長 宮澤 宗弘

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
9 繰越金		3	34,976	34,979
	1 繰越金	3	34,976	34,979
補正に係らない款・項		8,855,018	0	8,855,018
歳 入 合 計		8,855,021	34,976	8,889,997

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
7 諸支出金		1,112	34,976	36,088
	1 償還金及び還付加算金	1,112	34,976	36,088
補正に係らない款・項		8,853,909	0	8,853,909
歳 出 合 計		8,855,021	34,976	8,889,997

議案第 69 号

市道の廃止について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 10 条第 1 項の規定により、下記のとおり市道路線を廃止したいので、同条第 3 項の規定により議会の議決を求める。

記

別紙市道廃止路線調書による。

平成 28 年 6 月 3 日 提出

安曇野市長 宮澤 宗弘

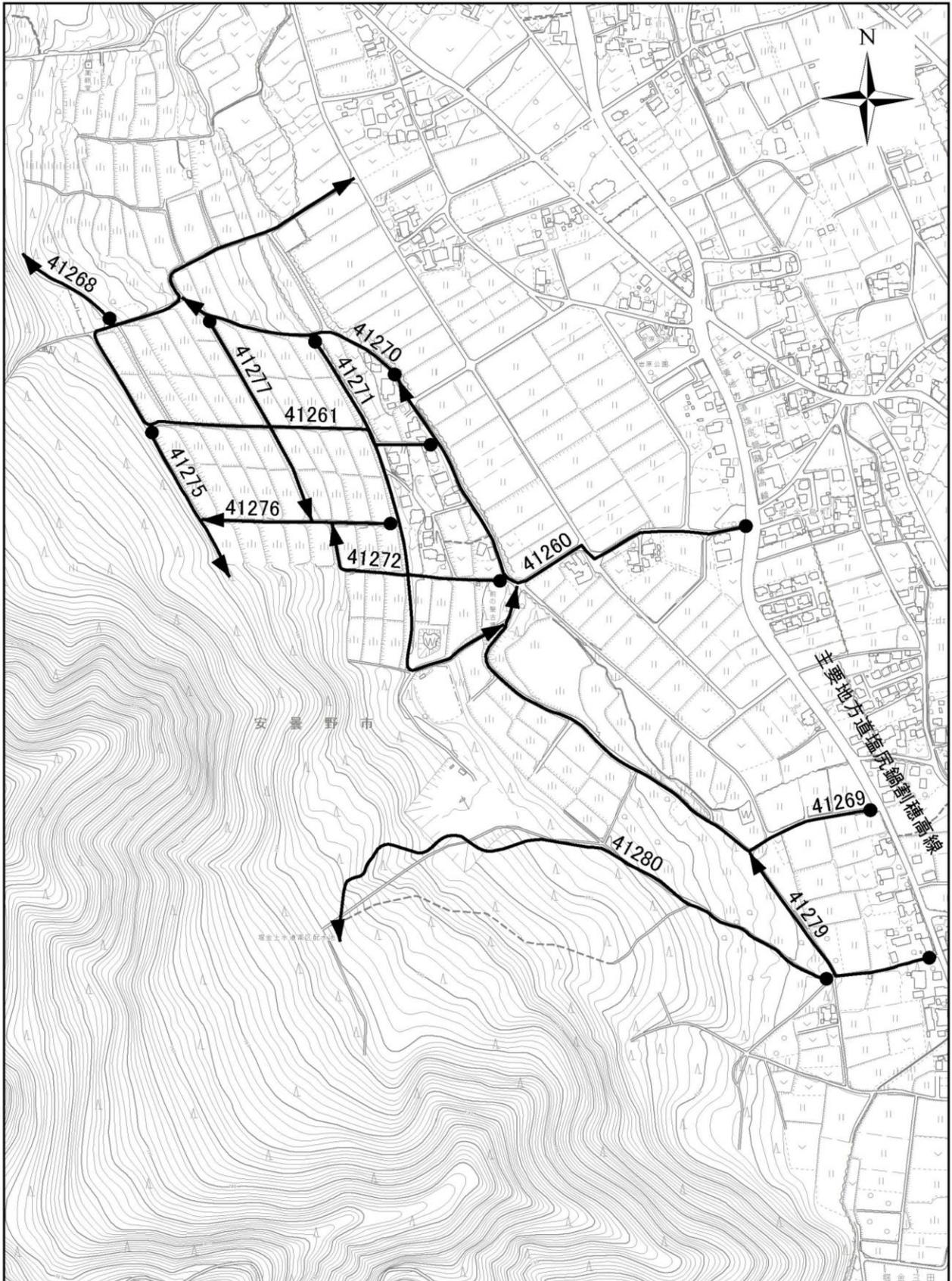
(別紙)

市道廃止路線調書

整理 番号	路線番号	起点地番	延長 (m)	重要 な経 過地	廃止理由
	路線名称	終点地番	幅員 (m)		
1	41260	堀金烏川 2 1 0 - 3 5 番地先	L = 580.5		起終点変更再認定に伴う廃止
	堀金1260号線	堀金烏川 1 5 2 - 5 0 番地先	W = 4.20~7.50		
2	41261	堀金烏川 1 5 2 - 7 7 番地先	L = 845.8		終点変更再認定に伴う廃止
	堀金1261号線	堀金烏川 2 1 7 - 1 番地先	W = 2.50~5.50		
3	41268	堀金烏川 1 4 2 - 1 番地先	L = 134.7		あづみの公園整備に伴う廃止
	堀金1268号線	堀金烏川 1 4 2 - 3 番地先	W = 1.70~2.00		
4	41269	堀金烏川 4 6 7 - 1 番地先	L = 632.2		終点変更再認定に伴う廃止
	堀金1269号線	堀金烏川 3 7 7 - 3 番地先	W = 2.10~6.00		
5	41270	堀金烏川 1 5 2 - 5 0 番地先	L = 279.1		起終点変更再認定に伴う廃止
	堀金1270号線	堀金烏川 1 6 8 - 1 番地先	W = 2.00~4.90		
6	41271	堀金烏川 3 7 8 - 2 1 番地先	L = 538.7		起終点変更再認定に伴う廃止
	堀金1271号線	堀金烏川 1 5 2 - 5 6 番地先	W = 2.40~5.50		
7	41272	堀金烏川 3 7 7 - 1 番地先	L = 244.1		あづみの公園整備に伴う廃止
	堀金1272号線	堀金烏川 1 5 2 - 5 番地先	W = 2.50~4.00		
8	41275	堀金烏川 1 5 2 - 3 2 番地先	L = 199.2		あづみの公園整備に伴う廃止
	堀金1275号線	堀金烏川 1 5 2 - 1 0 番地先	W = 2.00~4.00		
9	41276	堀金烏川 1 5 2 - 3 番地先	L = 225.3		あづみの公園整備に伴う廃止
	堀金1276号線	堀金烏川 1 5 2 - 1 1 番地先	W = 3.00~4.00		
10	41277	堀金烏川 1 5 2 - 6 1 番地先	L = 267.8		あづみの公園整備に伴う廃止
	堀金1277号線	堀金烏川 1 5 2 - 1 5 番地先	W = 2.50~3.00		

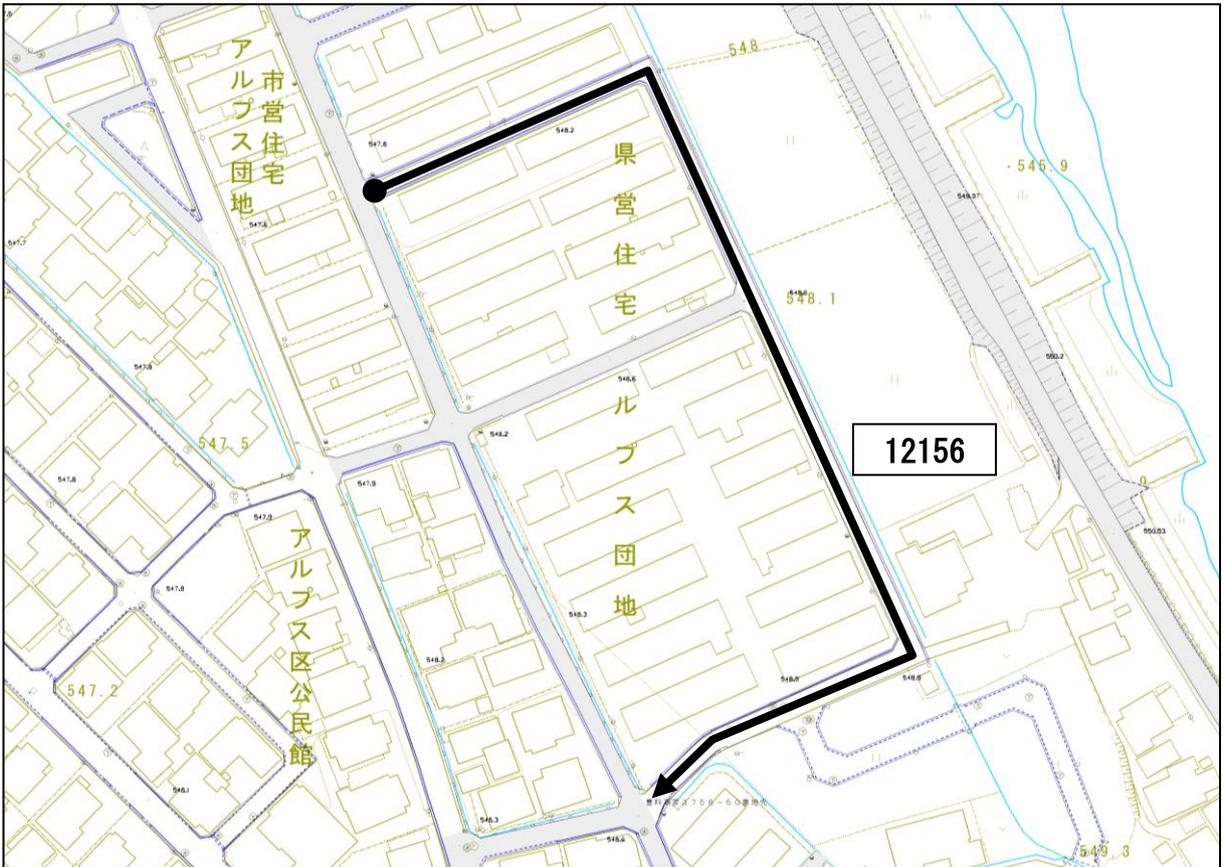
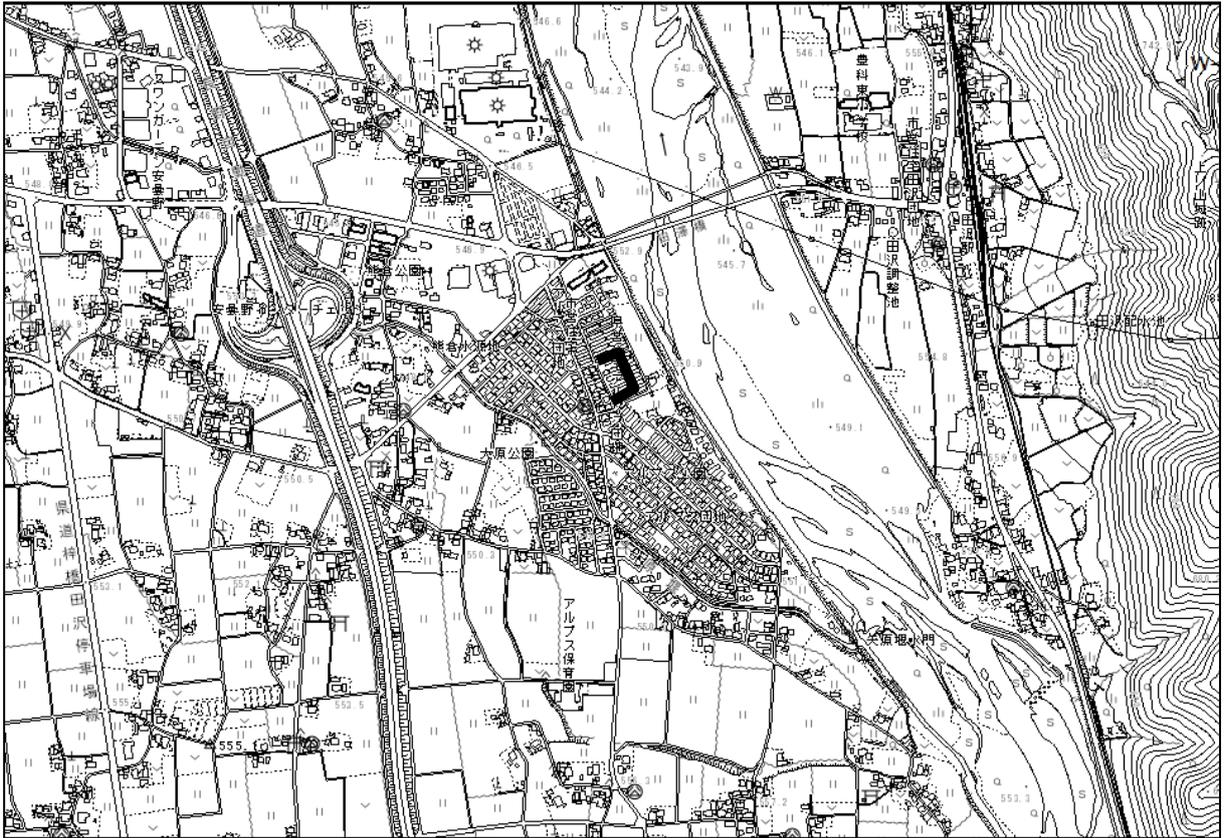
廃止路線網図

整理番号 1~12



廃止路線網図

整理番号 13



議案第 70 号

市道の認定について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 8 条第 2 項の規定により、下記のとおり市道路線を認定したいので、議会の議決を求める。

記

別紙市道認定路線調書による。

平成 28 年 6 月 3 日 提出

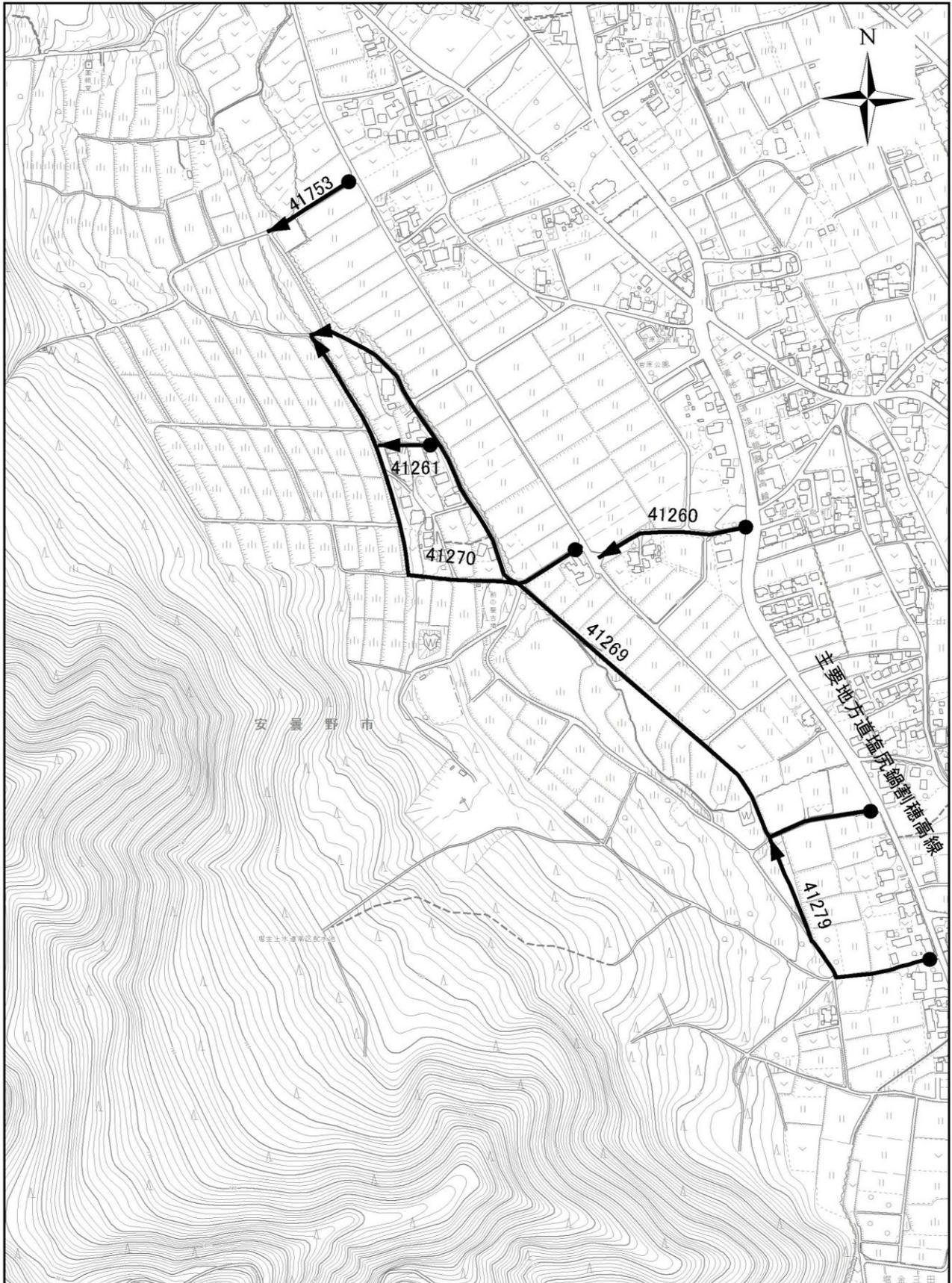
安曇野市長 宮澤 宗弘

(別紙)

市道認定路線調書

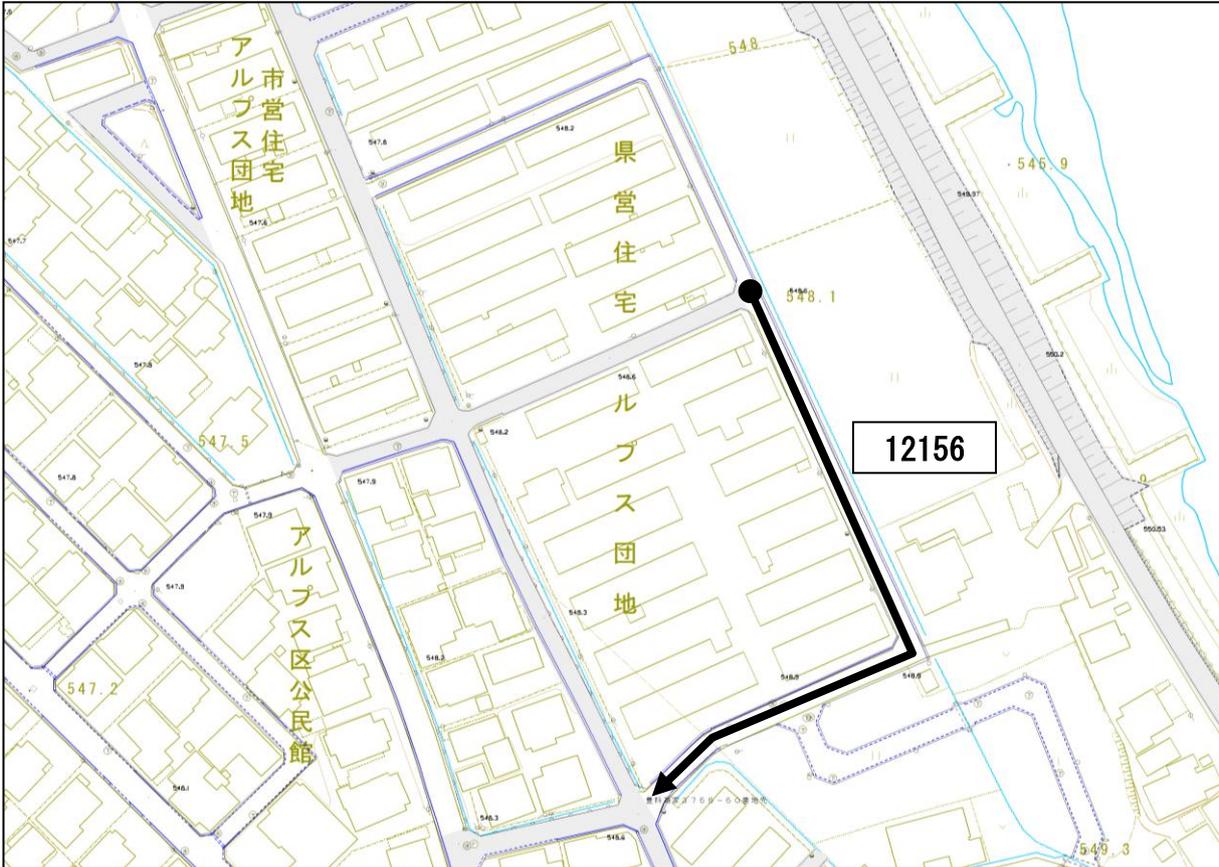
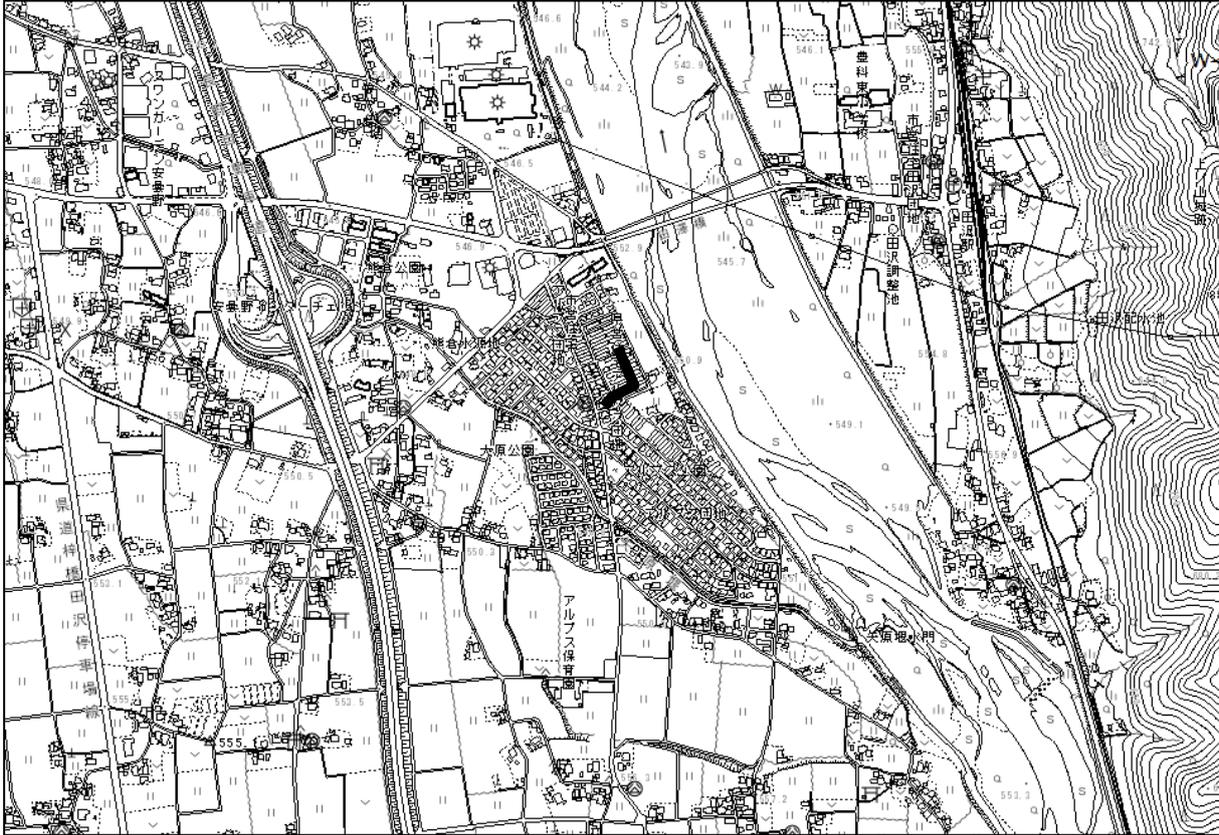
整理 番号	路線番号	起点地番	延長 (m)	重要 な経 過地	認 定 理 由
	路線名称	終点地番	幅員 (m)		
1	41260	堀金烏川210-58番地先	L = 186.0		起終点変更に伴う再認定
	堀金1260号線	堀金烏川339番地先	W = 4.50~4.80		
2	41261	堀金烏川152-77番地先	L = 68.0		終点変更に伴う再認定
	堀金1261号線	堀金烏川152-48番地先	W = 3.60~4.10		
3	41269	堀金烏川467-1番地先	L = 946.0		終点変更に伴う再認定
	堀金1269号線	堀金烏川152-56番地先	W = 2.00~4.90		
4	41270	堀金烏川376-1番地先	L = 514.0		起終点変更に伴う再認定
	堀金1270号線	堀金烏川152-58番地先	W = 2.40~7.50		
5	41279	堀金烏川506-1番地先	L = 297.0		終点変更に伴う再認定
	堀金1279号線	堀金烏川468-1番地先	W = 2.10~3.50		
6	41753	堀金烏川227番地先	L = 118.0		あづみの公園整備に伴う認定
	堀金1753号線	堀金烏川226-1番地先	W = 4.00~4.50		
7	12156	豊科田沢7039-27番地先	L = 177.8		起点変更に伴う再認定
	豊科2156号線	豊科高家3755-50番地先	W = 6.25~3.60		
8	35051	三郷明盛1340-7番地先	L = 73.4		宅地造成に伴う認定
	三郷5051号線	三郷明盛1340-16番地先	W = 6.00~13.00		

認定路線網図



認定路線網図

整理番号 7



認定路線網図

整理番号 8

